

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市市民を中心とした医療と介護の連携推進条例(平成25年和泉市条例第3号)第8条第4項の規定に基づき、和泉市医療と介護の連携推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医師会の代表者
- (2) 歯科医師会の代表者
- (3) 薬剤師会の代表者
- (4) 和泉市立総合医療センターの代表者
- (5) 泉州地域リハビリテーション地域支援センターの代表者
- (6) 介護支援専門員協会の代表者
- (7) 訪問看護ステーション連絡会の代表者
- (8) 保健所の代表者
- (9) 地域包括支援センターの代表者
- (10) 公募による市民
- (11) 学識経験者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(平30規則9・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令元規則42・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合その他会長が招集できない場合には、市長が会議を招集する。

(会議の招集の特例)

第6条 会長は、災害その他の理由により会議を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(令4規則40・追加)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、高齢者支援担当部署において処理する。

(令4規則40・旧第6条繰下)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(令4規則40・旧第7条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第9号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の和泉市医療と介護の連携推進審議会規則の規定は、令和元年9月12日から適用する。

附 則(令和4年規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。